

西宮市軽費老人ホーム新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。）第20条の6に規定する軽費老人ホームが新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要なサービスの提供を維持するために要する経費について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(実施計画書の提出等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、市長が別に指定する日までに実施計画書（様式第1号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は、市長が別に指定する日までに規則第7条に基づき交付申請を行わなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、申請書に代えて市長の指定する方法により申請を行うことができる。

2 補助金の交付申請を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者あて補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。
- 3 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができるものとする。
- 4 前項の規定により修正を加えて交付決定をするときは、事業者が行う事業の遂行を不当に困

難とさせないようにしなければならない。

- 5 第1項の通知を受けた事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第6条 前条第1項の通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に規則第9条に基づき申請の取下げをすることができる。

(補助事業の着手及び着工の届出)

- 第7条 事業者は補助事業に着手したときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は補助事業に着工したときは、その旨を届け出なければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

- 第8条 事業者は補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止(廃止)承認通知書により、事業者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

- 第9条 事業者は第5条の規定により通知された金額(以下「交付決定金額」という。)の変更を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに市長が別に定める補助金変更交付申請書及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 事業者は事業等終了後規則第14条に基づき、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、報告書に代えて市長の指定する報告を行うことができる。

(額の確定)

- 第11条 市長は規則第15条に基づき、前条の規定により提出のあった補助事業等実績報告書を審査し、適正と認めたときは、事業者あてに補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、規則第 17 条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、請求書に代えて市長の指定する方法により交付請求を行うことができる。

(交付決定の取消)

第 13 条 市長は、事業者が規則第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその他市長が定める事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、事業者に補助金交付決定取消通知書により通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、規則第 19 条に基づき補助金等返還命令書により、事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 2 項の規定により変更額を決定し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 11 条の規定により事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補足)

第 15 条 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則 この要綱は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 5 年 12 月 15 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金事業
補助事業の目的	軽費老人ホームに入居している人に必要なサービス等が提供される体制を維持するため、物価高騰の影響を受けている軽費老人ホームに対し支援をすることで、安定的なサービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	令和5年4月以降に、物価高騰の影響を受けつつ、継続してサービスを提供した軽費老人ホームで、給付金申請時においても事業を継続する市内に所在する施設を運営する法人。
補助事業の対象となる経費	—
補助金の額	定員×8千円
適用除外する項目	第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条 第10条 第11条 第15条第2項
その他	当該給付金事業は令和5年8月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：_____
	必要書類：_____
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：(様式第2-2号) 新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（軽費老人ホーム）による。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類：なし。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	市長が別に定める補助金変更交付申請書：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：_____
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：_____
	市長の指定する方法：_____
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類：別途通知する。
	市長の指定する方法：(様式第2-2号) 新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（軽費老人ホーム）による。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金
 交付申請書兼請求書 (軽費老人ホーム)

年 月 日

西宮市長宛

(申請者) 〒
 法人所在地
 法人名 印
 代表者職氏名 印

 担当者
 担当連絡先

西宮市軽費老人ホーム新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱第4条(第12条)の規定に基づき、下記のとおり申請(請求)します。なお、給付金は軽費老人ホームにおける食費及び燃料費、光熱水費等の物価高騰対策に使用します。

申請(請求)金額					0	0	0	円
----------	--	--	--	--	---	---	---	---

施設名称	
所在地	西宮市
定員	人

上記請求代金は下記の預金口座に振り込んでください。なお、この口座振替をもって支払の効力を生ずることについて異議ありません。

(振込先)

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	預金種別	普通・当座・その他()					
		口座番号						
金融機関コード	店舗コード							
フリガナ								
口座名義人								

物価高騰対策支援給付金
交付申請書兼請求書 (軽費老人ホーム)

年 月 日

西 宮 市 長 宛

(申請者) 〒

法人所在地

法 人 名

㊞

代表者職氏名

㊞

担 当 者

担当連絡先

西宮市軽費老人ホーム新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱第 4 条 (第 12 条) の規定に基づき、下記のとおり申請 (請求) します。なお、給付金は軽費老人ホームにおける食費及び燃料費、光熱水費等の物価高騰対策に使用します。

申請(請求)金額						0	0	0	円
----------	--	--	--	--	--	---	---	---	---

施設名称	
所在地	西宮市
定員	人

上記請求代金は下記の預金口座に振り込んでください。なお、この口座振替をもって支払の効力を生ずることについて異議ありません。

(振込先)

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	預金 種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()						
		口座番号							
金融機関コード	店舗コード								
フリガナ									
口座名義人									